

名護市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、社会の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去において手話が言語として認められなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることや、意思疎通を図ることが困難な状況に置かれてきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる名護市を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関する基本理念を定め、市及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話で意思疎通を図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民は、手話の理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施策の推進)

第6条 施策の推進方針及び実施状況について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、名護市手話施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会は、8人以内の委員で組織する。

3 委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年3月28日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。